

地区幹線道路及び主要生活道路 1 号線の勉強会を実施

<経緯>

平成 26 年	7 月 17 日	主要生活道路第 1 回勉強会 開催
	7 月 23 日	地区幹線道路第 1 回勉強会 開催
	9 月 1 日	主要生活道路及び地区幹線道路 現況測量説明会開催
	9 月 上旬	現況測量着手
平成 27 年	10 月 中旬	土地・建物権利者へのアンケート調査開始
	2 月 12 日	主要生活道路第 2 回勉強会 開催
	2 月 17 日	地区幹線道路第 2 回勉強会 開催
	3 月	現況測量完了

<勉強会の対象者>

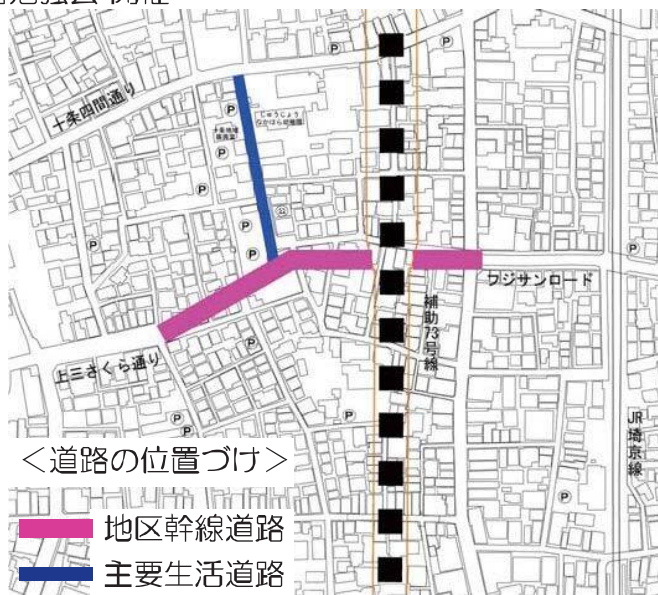
主要生活道路及び地区幹線道路周辺に
土地・建物を所有または、居住されている方

<目的>

整備を進めるにあたり、地域の皆様よりご意見を伺うため。あわせて現況測量実施に伴う作業内容をお伝えするため。

<道路整備のイメージ>

主要生活道路 1 号線は、仲一会館前と同程度の幅員（約 6m）、地区幹線道路は、フジサンロードと同様の幅員（約 11m）で検討します。



<道路の位置づけ>

地区幹線道路
主要生活道路

※道路線形は未確定です。

●まちづくり用地を探しています●

区では安全で住みやすいまちをめざして、防災ひろば等を整備するためのまちづくり用地を探しています。土地の売却をご検討中の方は、ぜひ、北区への売却もご検討ください。

防災ひろばは、地区の防災性を向上させると共に、うるおいあるコミュニティやいこいの場になります。



●各種支援制度があります●

不燃化特区内では、老朽建築物の除却支援、戸建建替え促進支援など、一定の要件を満たす場合に、北区では各種費用を助成します。

詳しくは、下記の問い合わせ先までご相談ください。



上十条二丁目、十条仲原一・二丁目地区 まちづくりニュース No. 6

発行：平成27年3月

問
い
合
わ
せ
先

北区役所 まちづくり部 十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）
TEL：03-3908-9162



上十条二丁目、十条仲原一・二丁目地区

まちづくりニュース

No. 6
平成27年3月
発行

発行／北区まちづくり部十条まちづくり担当課

地区計画の検討を進めています

十条駅西地区（上十条二丁目、十条仲原一・二丁目）は、平成 25 年 5 月に東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区に指定され、特別な支援策の拡充が行われています。また今年度からは、密集事業（「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」）によるまちづくりが進められています。

併せて、当地区にふさわしいまちづくりのルールを策定することを目的に、地区計画の検討を行っているところです。平成 27 年度は、この地区計画の策定に向けた話し合いを進めていきます。

ここでは、駅西ブロック部会での報告事項を中心に、まちづくりの取組み状況をご紹介します。

平成 26 年度 駅西ブロック部会の主な活動報告

平成 26 年度は、以下のとおり 3 回のブロック部会を開催しました。

木密地域不燃化 10 年プロジェクトの整備プログラムの取組み状況についての説明を中心に意見交換を行うとともに、十条地区全体に関わる様々な事業について区から報告がありました。

第 27 回ブロック部会（平成 26 年 11 月 10 日）

- 議題 整備プログラムの取組み状況について
報告 ・ 十条駅西口再開発事業の概要について
・ 他地区の進捗状況について
・ 東京都内の連続立体交差事業について
・ 東京都による特定整備路線（補助 73 号線）の整備



第 28 回ブロック部会（平成 26 年 12 月 16 日）

- 議題 ・ 不燃化促進事業について
・ 十条駅付近沿線まちづくり基本計画（案）について
報告 ・ 十条駅西口再開発事業の概要について
・ 十条駅西地区まちづくり暫定相談窓口設置について



第 29 回ブロック部会（平成 27 年 3 月 6 日）

- 議題 整備プログラムの取組み状況について
・ 地区計画で目指す駅西地区のまちづくりについて
・ 特別な支援策～戸建建替え促進支援（店舗加算）の導入
報告 連立及び駅東側道路計画の都市計画素案説明会について



地区計画に関するアンケート実施結果

十条駅西地区では、今後のまちづくり等に関する意向を把握し、まちの変化に対応した当地区にふさわしいまちづくりのルールを策定するため、アンケート調査を行いました。ご協力ありがとうございました。

◆アンケート調査概要

調査区域

上十条二丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目
(ただし、補助 73 号線道路区域内及び
十条駅西口地区地区計画決定区域を除く)

調査対象

調査対象区域内に土地・建物をお持ちの方

調査期間

平成26年11月中旬～平成27年1月23日

調査方法

郵送による発送・回収

回收状況

発送数 **1503 通**・回収数 **450 通**・回収率 **29.9%**



◆地区計画の考え方

地区計画とは

都市計画法に基づいて定める特定の地区・
街区単位の都市計画です。

- 地区の特性や課題を踏まえて、緩やかにまちの将来の姿を実現していく制度です。
- 地区の建築物の建替えルールや、道路・公園などの地区にとって必要な施設の配置を定めます。

○地区にお住まいの皆さんが主体となって決める計画です。

アンケートにみられるまちの将来イメージを実現するために、「地区計画」という建替え時のルールをつくりたいと、考えています。

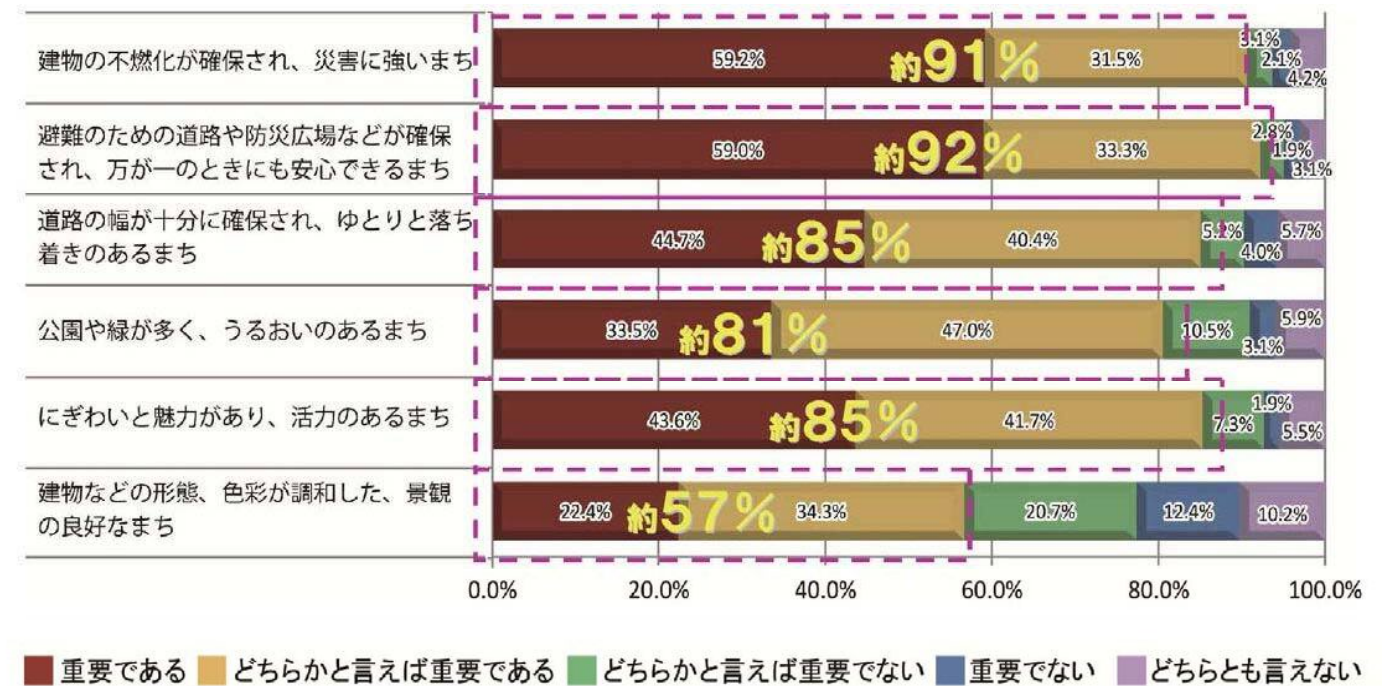
◆地区計画で定める内容例

- 建築物の用途制限
- 建築物の敷地面積の最低限度制限
- 建築物等の高さ制限
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠制限
- 垣又は柵の構造制限
- 壁面位置の制限（隣地境界からの距離）
- 道路中心線からの壁面位置の制限
- 壁面の後退区域における工作物設置の制限

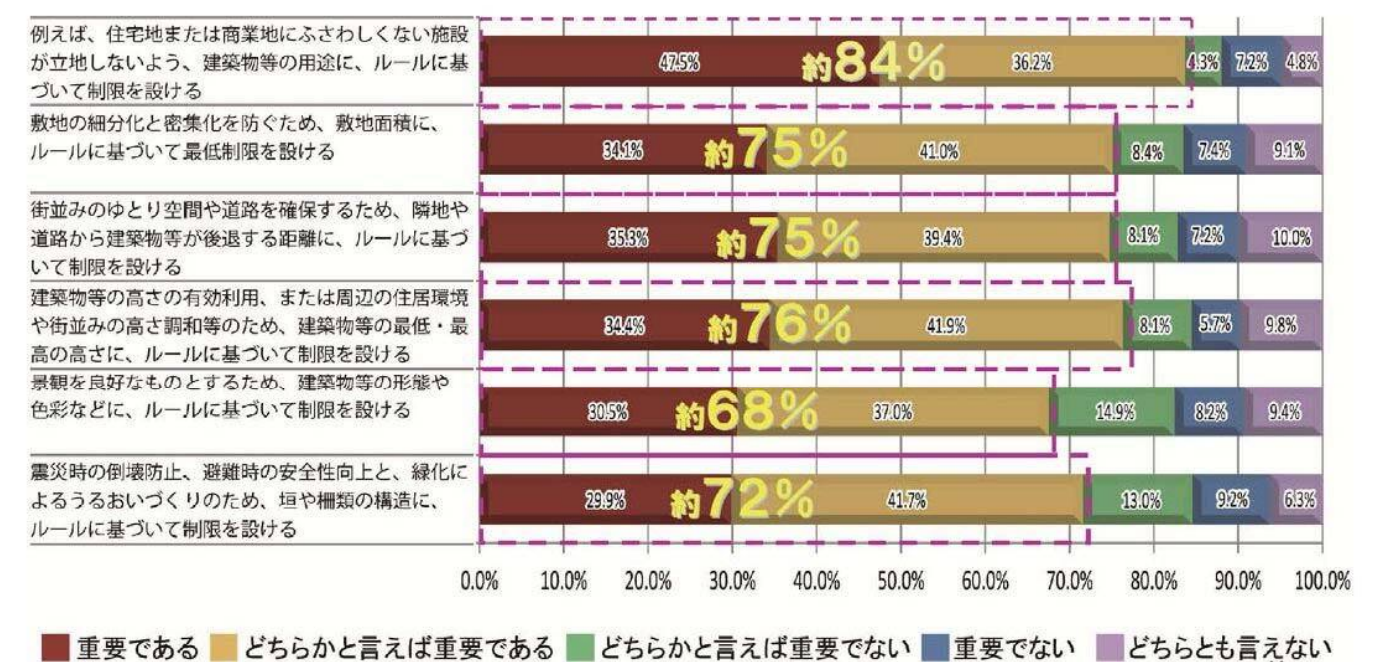


◆アンケートの主な結果

地区の「まちの将来像のイメージ」について（重要度）



地区の「まちづくりのルール」について（重要度）



不燃化特区内における特別な支援策の拡充について

ポイント1 専門家派遣制度の導入

老朽建築物の権利の移転や取壊し、建替えに際し、
相続や借地権の問題に関する相談に、弁護士や
税理士等の専門家を随時派遣します。

ポイント2 暫定相談窓口の設置

不燃化特区内に、不燃化を促進する
相談・情報発信その他の事業を展開
できる拠点施設（仮称）相談窓口を
設置します。



ポイント3 戸建建替え促進支援における店舗部分の加算助成制度の導入

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年度まで、整備プログラムで定める沿道不燃化促進区域内で、戸建建替促進支援要綱第 3 条「助成対象建築物」の要件を満たす建築物で、店舗併用住宅の建替えをする場合、店舗等の加算助成（上限 100 万円）が受けられます。対象要件は、裏面の「問い合わせ先」までお願いします。

地区計画の決定と用途地域等
都市計画変更の決定

下半期

木密地域不燃化 10 年プロジェクトの取組み

主要生活道路 2 号線の勉強会を実施

<勉強会の目的>

道路整備の趣旨を地域の皆様に広く理解していただくとともに、道路線形案に対するご意見等を伺うため。

<勉強会の対象者>

主要生活道路 2 号線周辺に土地・建物を所有または、居住されている方

<経緯>

- | | | |
|---------|----------|------------------------|
| 平成 27 年 | 6 月 29 日 | 主要生活道路 2 号線第 1 回勉強会 開催 |
| | 8 月 4 日 | 主要生活道路 2 号線現況測量説明会 実施 |
| | 8 月 下旬 | 現況測量 着手 |
| 平成 28 年 | 3 月 4 日 | 主要生活道路 2 号線第 2 回勉強会 開催 |
| | 3 月 下旬 | 現況測量 完了 |



※道路線形は未確定です。

不燃化建替え等に関する勉強会を実施

<勉強会及び個別訪問の目的>

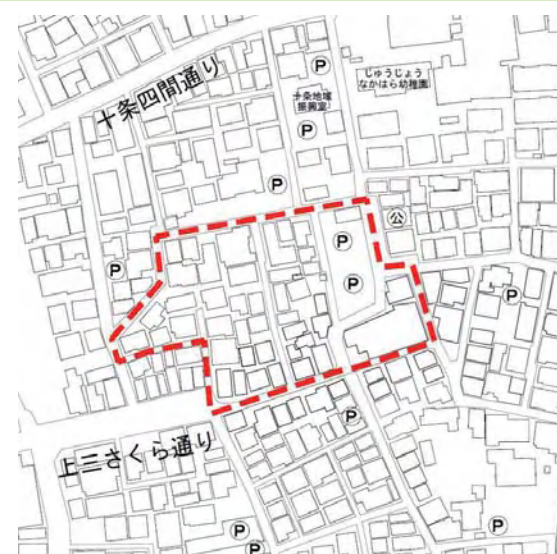
平成 26 年度に実施した意向調査の結果概要を報告し、本地区の不燃化を進めるための不燃化特区独自の建替え支援策や、共同建替えの事例紹介を行い、建築物の不燃化建替えに関する理解を得るため。

<勉強会の対象者>

十条仲原一丁目 14、15、16 番に土地・建物を所有、または居住されている方

<経緯>

- | | | |
|---------|-----------|------------------|
| 平成 27 年 | 12 月 17 日 | 第 1 回不燃化建替え勉強会開催 |
| 平成 28 年 | 1 月～2 月 | 個別訪問 実施 |

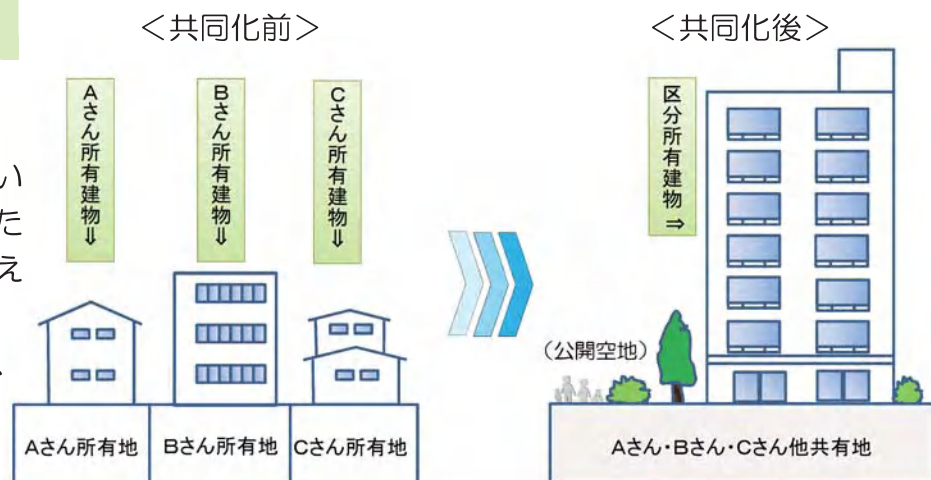


<勉強会の対象範囲>

共同建替えのイメージ

老朽建築物、未接道宅地、狭あい道路など、多くの課題を解決するために、共同建替えという方法が考えられます。

土地の有効利用や建物の耐震性、耐火性の向上も図れます。

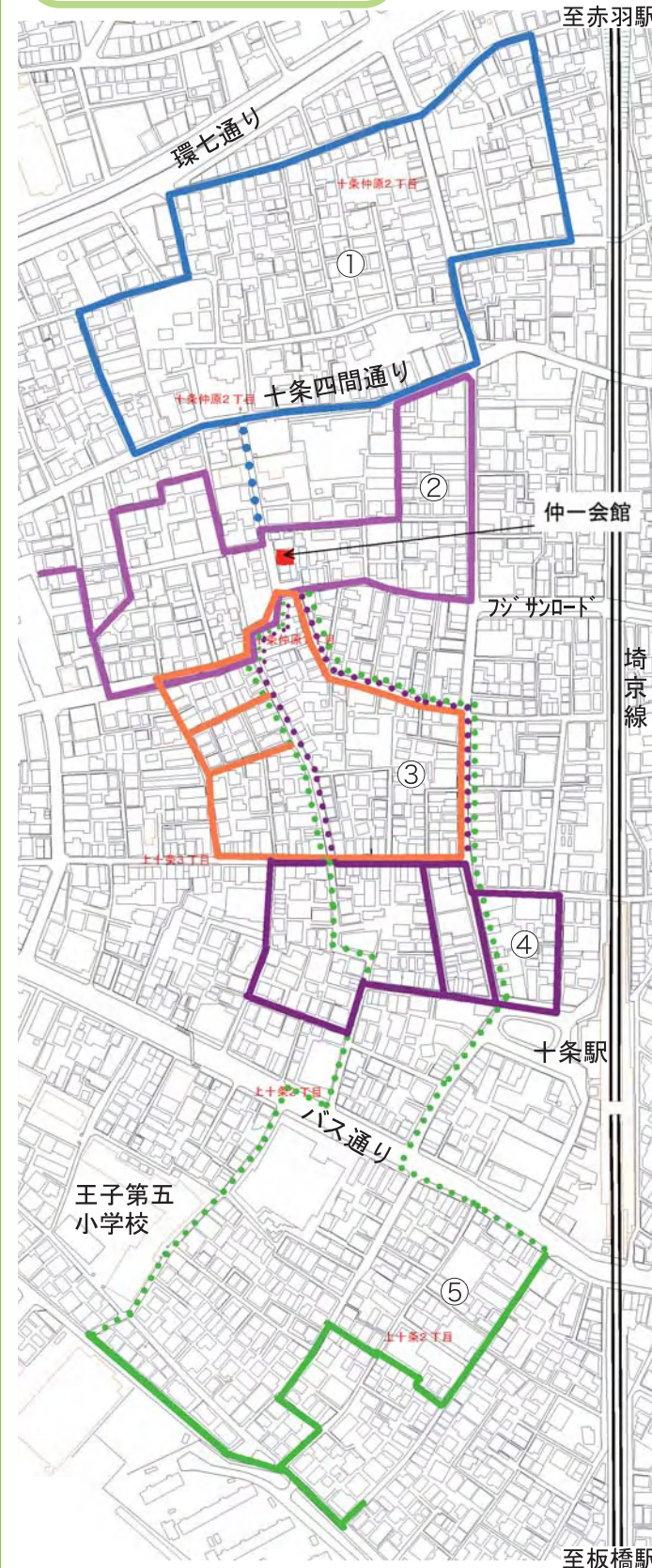


ブロック部会では空家や空地の現地調査を行いました

平成 28 年 1 月 15 日の部会では、防災まちづくり推進に活かすための取組として、まちづくり用地等の確保に向けた空家や空地などを把握するため、まち歩きによる現地調査を行いました。

以下各コースのまとめを報告します。

まち歩き全コースマップ



参加者からの主な意見

① 十条仲原 2 丁目コース



空家のように空家でないところもある。駐車場に利用している敷地なども活用したい。

② 十条仲原 1 丁目 A コース



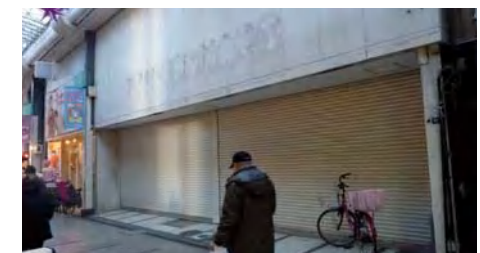
普段あまり入らない路地なども歩いて、今回初めて空家だと分かったところがあった。

③ 十条仲原 1 丁目 B コース



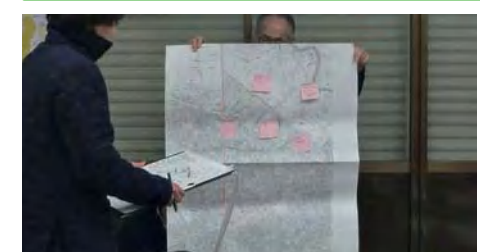
住んでいないが管理されている空家も結構ある。様々な課題がある中で、この地域に住み続けたいという気持ちがある。

④ 上十条 2 丁目 A コース



商店街の中には古い建物もあった。小さな敷地だと代替地には難しい。

⑤ 上十条 2 丁目 B コース



表札があるが住んでいない、住んでいないが手入れされている空家もある。老朽して、やや危ないと思われる家屋もある。

今回発見した空家は、空家として断定はせず、「空家である可能性がある」とした上で、区で空家調査に取組む部署へ情報提供する予定です。

★★★ 平成 28 年度 駅西ブロック部会の主な活動報告 ★★★

■ 第 33 回ブロック部会 (平成 28 年 12 月 21 日)

- ◇補助 7 3 号線沿道地区都市防災不燃化促進事業の導入について
- ◇十条駅西口再開発事業の進捗状況について



■ 第 34 回ブロック部会 (平成 29 年 3 月 23 日)

- ◇不燃化特区の取組状況について
- ◇十条駅西口再開発事業の進捗状況について
- ◇十条地区まちづくり基本構想の修正について



不燃化建替えに関する勉強会を開催しました

北区では、十条仲原一丁目の一部にて、地区幹線道路の整備と合わせた不燃化を進めるため、不燃化特区独自の建替え支援策や、共同建替えの事例紹介を行い、建築物の不燃化建替えに関する理解を得るため、勉強会を開催しました。



〈これまでの経緯〉

平成 27 年	12 月	第 1 回不燃化建替え勉強会開催
平成 28 年	1 ～ 2 月	個別訪問及び意向調査実施
平成 29 年	2 月	第 2 回不燃化建替え勉強会開催

共同建替えは、強制的に進めるものではなく、地権者皆様の関心が高まり、合意が図れた先に実現可能となる事業です。区は、事業実現に向けた支援を行ってまいります。

まちづくり用地を探しています

区では安全で住みやすいまちをめざして、防災広場用地及び代替地を確保するための「まちづくり用地」を探しています。
土地の売却をお考えの方は、ぜひ北区への売却をご検討願います。



不燃化特区の支援策を拡充しました。

平成 25 年 5 月、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる不燃化特区「十条駅周辺地区 (平成 29 年 3 月に、旧十条駅西地区の区域を上十条一丁目、中十条一丁目の一部、中十条二・三丁目及び岸町二丁目の一部まで拡大しました。)」で取り組んでいる支援策を、以下のとおり拡充しました。



★不燃化建替え促進支援について

従後建物の助成対象に、長屋及び共同住宅を含めました。

老朽建築物を耐火または準耐火建築物へ建替えるなど、一定の要件を満たす建替えを行う建築主に対して、除却費用と建築設計費用等の一部を助成しております。

これまで、建替え後の建物については、1 つの建築物に 1 つの住戸をもつ戸建住宅を助成対象としていましたが、**今回の改正では、長屋及び共同住宅を含む建築物まで拡充しました。**

詳しくは、取り壊す前に、北区十条まちづくり担当課 (03-3908-9162) までご相談ください。



★老朽建築物除却支援について

除却後の土地を区に売却すると、助成限度額が増額されます。

区の調査によって危険と認められた建物等、一定の要件を満たす建物を除却する方へ、除却費用と整地費用として、上限 160 万円の助成を行なっています。

今回の改正では、一定の要件を満たす再建築可能な土地に建つ老朽空家で、除却後の土地を北区に売却する場合、除却費用と整地費用に対する助成限度額を 500 万円に増額しました。

詳しくは、取り壊す前に、北区十条まちづくり担当課 (03-3908-9162) までご相談ください。



～ 都区共同相談窓口のご活用を ～

十条駅周辺地区における木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進にあたり、関係権利者の皆様を対象として、事業の実施に伴い発生する、生活再建に向けた様々な課題に対するサポートのため、東京都と区が連携した取組みの一環として、「都区共同相談窓口」を十条駅西口再開発事務所内に開設しています。

補助第 7 3 号線整備事業や不燃化特区の関係権利者の皆様に対し、各々に相談日を設けておりますので、是非、相談窓口をご利用ください。

営業日：

〈補助第 7 3 号線に関するご相談〉毎週月曜日～木曜日、日曜日

〈不燃化特区に関するご相談〉毎週火曜日、第 2 第 4 木曜日と日曜日

営業時間：午前 10 時～午後 6 時

お問い合わせ先：電話 0120-900-244 (フリーダイヤル)



地区幹線道路について

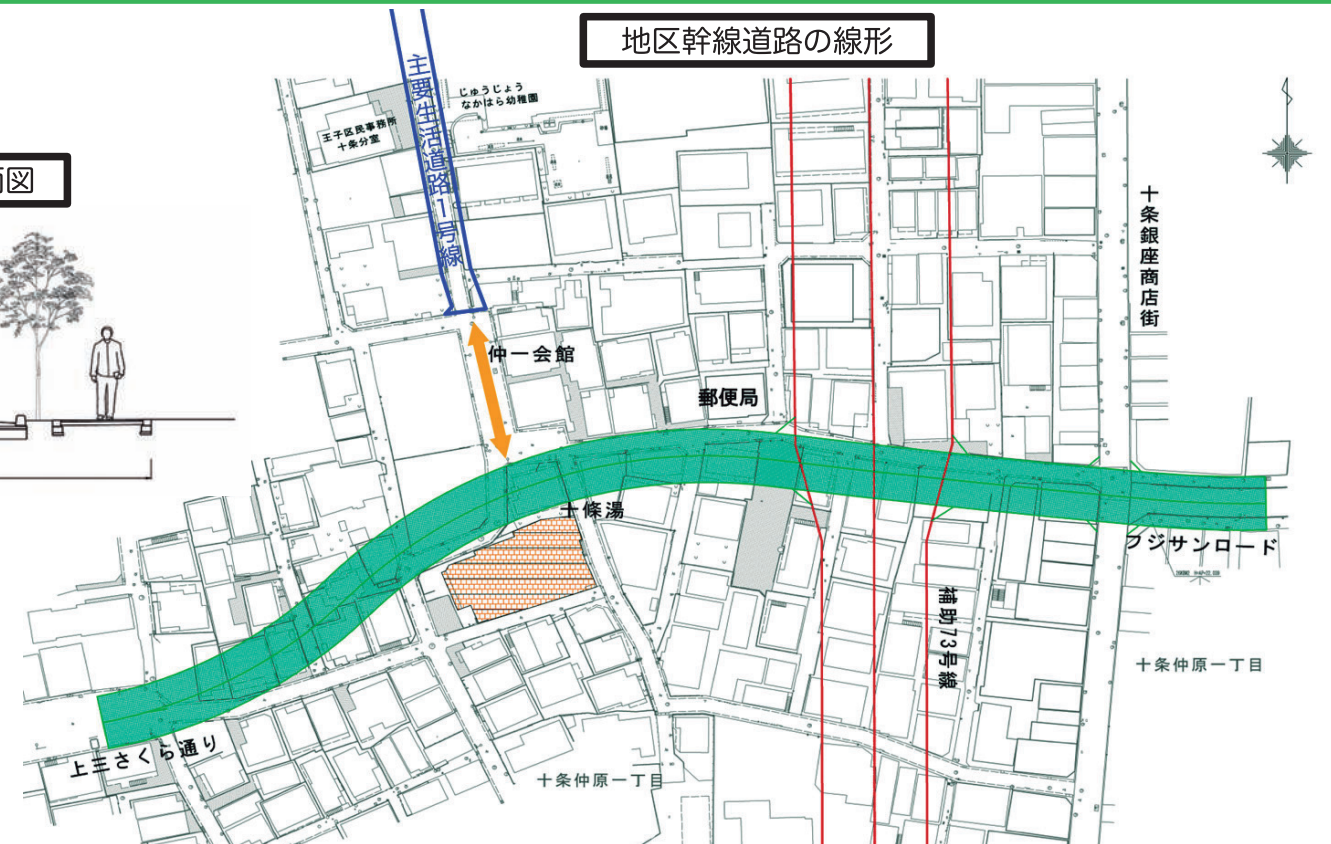
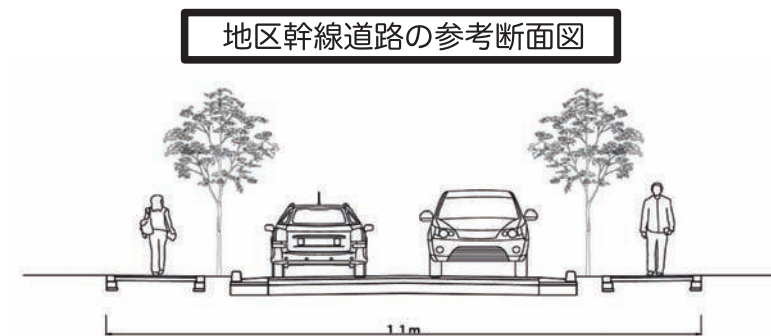
地区幹線道路とは、避難及び消防活動の円滑化を図るため、フジサンロードと上三さくら通りを相互に接続する計画幅員が約11mの道路です。

〈これまでの経緯〉

- | | | |
|---------|------|-----------------------------------|
| 平成 26 年 | 7 月 | 第 1 回地区幹線道路勉強会開催 |
| | 9 月 | 主要生活道路及び地区幹線道路現況測量説明会開催
現況測量着手 |
| | 10 月 | 土地・建物権利者へのアンケート調査開始 |
| 平成 27 年 | 2 月 | 第 2 回地区幹線道路勉強会開催 |
| | 3 月 | 現況測量完了 |
| 平成 28 年 | 7 月 | 第 3 回地区幹線道路勉強会開催（線形説明） |
| | 8 月 | 用地測量説明会開催 |
| | 11 月 | 用地説明会開催 |
| 平成 29 年 | 2 月 | 建物調査着手 |

平成29年4月以降も、対象の権利者様のご協力をいただきながら、用地測量及び物件調査に取り組んでいきます。

大まかな予定としましては、平成32年度の道路完成を目標にしております

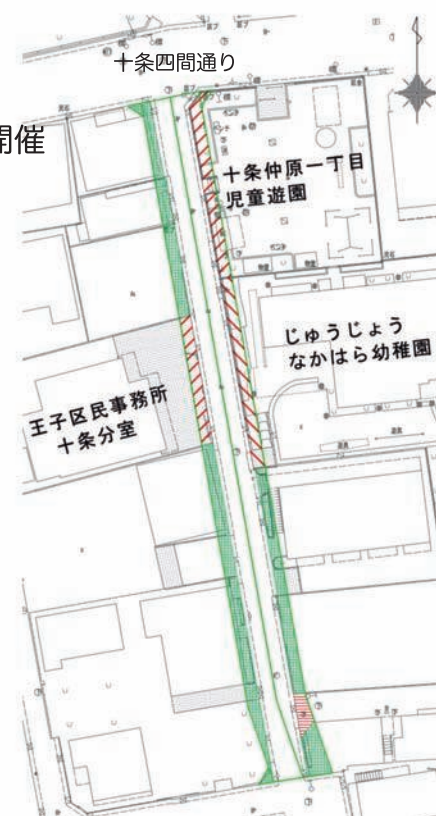


主要生活道路 1 号線について

主要生活道路1号線は、避難及び消防活動の円滑化を図るため、十条仲原一丁目児童遊園や十条地域振興室前の道路で、仲一会館の前につながる道路です。計画は、幅員4m未満の道路を6mへ拡幅整備するものです。

〈これまでの経緯〉

- | | | |
|---------|------|-----------------------------------|
| 平成 26 年 | 7 月 | 第 1 回主要生活道路勉強会開催 |
| | 9 月 | 主要生活道路及び地区幹線道路現況測量説明会開催
現況測量着手 |
| | 10 月 | 土地・建物権利者へのアンケート調査開始 |
| 平成 27 年 | 2 月 | 第 2 回主要生活道路勉強会開催 |
| | 3 月 | 現況測量完了 |
| 平成 28 年 | 7 月 | 第 3 回主要生活道路勉強会開催（線形説明） |
| | 8 月 | 用地測量説明会開催 |
| | 11 月 | 用地説明会開催 |
| 平成 29 年 | 2 月 | 建物調査着手 |



主要生活道路1号線の線形

平成29年4月以降も、対象の権利者様のご協力をいただきながら、用地測量及び物件調査に取り組んでいきます。

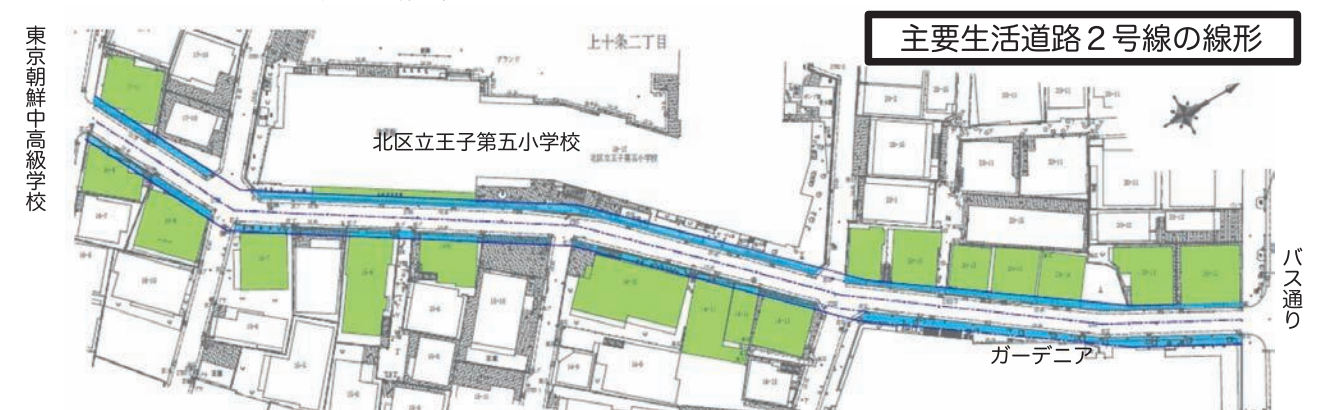
大まかな予定としましては、平成32年度の道路完成を目標にしております

主要生活道路2号線について

主要生活道路 2 号線は、避難及び消防活動の円滑化を図るため、バス通りに面し、店舗などが入る共同住宅である「ガーデニア」の西側から、王子第五小学校の東側を通り、東京朝鮮中高級学校の正門前に至る延長約 160m の道路です。計画は、現況 4m 未満の幅員を 6m へ拡幅整備するものです。

〈これまでの経緯〉

- | | | |
|---------|------|---------------------------------|
| 平成 27 年 | 6 月 | 第 1 回主要生活道路 2 号線勉強会開催 |
| | 8 月 | 主要生活道路 2 号線現況測量説明会開催
現況測量着手 |
| 平成 28 年 | 3 月 | 第 2 回主要生活道路 2 号線勉強会開催
現況測量完了 |
| | 10 月 | 第 3 回主要生活道路 2 号線勉強会開催（終 |
| | 12 月 | 用地測量説明会開催 |



今後は、用地測量実施に向けての個別訪問を行い、ご協力いただけたところから、境界の観測、用地測量を行い、対象地及び隣接地の境界確認に取り組んでまいります。

平成29年度 駅西ブロック部会の主な活動内容

平成29年度の駅西ブロック部会では、主に駅前広場をテーマに、現在の広場の課題や将来像、活用のアイデア等の意見を出し合いました。

出された意見等の議事要旨は、区のホームページで公開しています。

第35回ブロック部会

平成29年12月19日（火）午後8時～9時半

議題

○十条駅西口再開発事業に伴う駅前広場の使い方について

報告事項

○JR 赤羽線（十条駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画の都市計画決定について



第36回ブロック部会

平成30年3月19日（月）午後8時～9時半

議題

○未来の十条駅前広場について（意見交換会）

報告事項

○JR 赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業および関連する道路事業の測量等説明会の実施について



まちづくり用地を探しています ～北区が土地を買取ります～

区では安全で住みやすいまちを目指して、防災広場用地及び代替地を確保するための「まちづくり用地」を探しています。土地の売却をお考えの方は、ぜひ北区へご相談ください。

なお、買取りについては、「再建等可能な土地」等の一定の要件がございますので、ご了承ください。



駅西ブロック（上十条二丁目、十条仲原一・二丁目地区） まちづくりニュース No. 9

問い合わせ先

北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）
TEL：03-3908-9162



発行：2018（平成30）年4月

刊行物登録番号 29-2-141

駅西ブロック（上十条二丁目、十条仲原一・二丁目地区）

まちづくりニュース

No. 9
2018
（平成30）年
4月発行

発行／北区十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課

燃え広がらない・燃えないまちの実現へ 不燃化特区支援制度をご活用ください

区域が拡大

不燃化特区に指定されている「十条駅西地区」の区域が、2017（平成29）年3月末に十条駅東側の地区まで拡大し、「十条駅周辺地区」として指定されました。

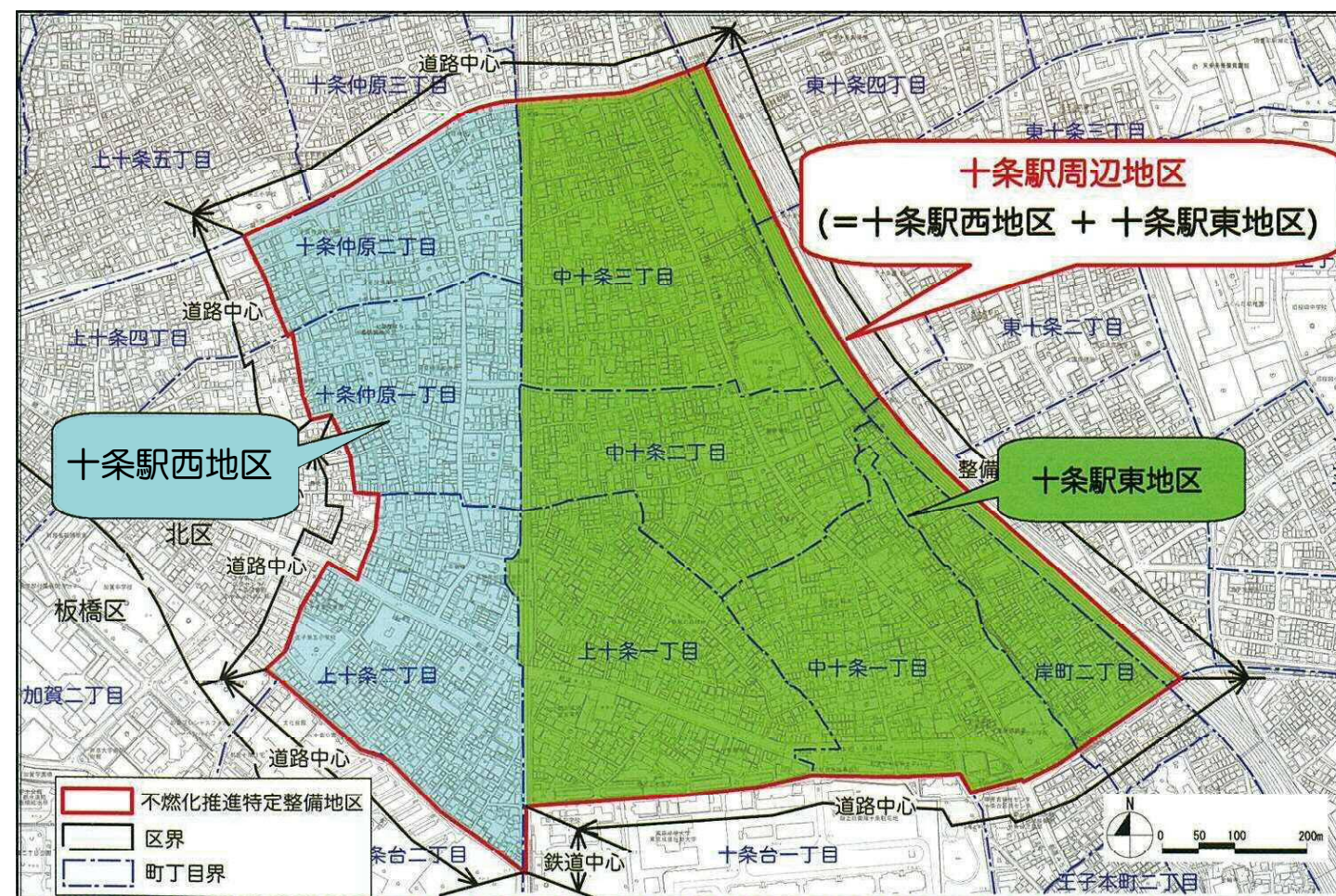
手厚い助成等

不燃化特区内では、「不燃化建替え促進支援」や「老朽建築物除却支援」による手厚い助成を行うと共に、防災上危険な老朽住宅を除却して更地とした場合や不燃化建築物へ建替えた場合に、固定資産税や都市計画税が減免されます。

2020年度まで

不燃化特区内での各種支援策は、2020年度までとなっています。

【不燃化特区「十条駅周辺地区」区域図】

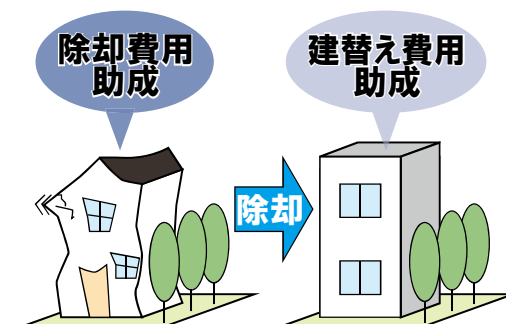


不燃建築物に建替えたい方へ

不燃化建替え促進支援

北区では、老朽建築物を、一定の要件を満たす耐火建築物又は準耐火建築物に建替えを行う場合に、「**除却に要する費用**」、「**建築設計及び工事管理に要する費用**」の一部を助成します。

除却に要する費用		助成額
建築設計及び工事管理に要する費用	耐火建築物に建替えた場合	最大で 90 万円 ※共同建替え等は最大で 450 万円
	準耐火建築物に建替えた場合	最大で 80 万円 ※共同建替え等は最大で 200 万円



助成対象者	①建替え前の老朽建築物の所有者であること ②個人または中小企業者等であること ③住民税（中小企業等の場合、法人税）を滞納していないこと
助成対象建築物	①住居専用建築物又は住居商工併用建築物若しくは商工専用建築物であること ②老朽建築物を、耐火建築物又は準耐火建築物にするもの ③建築物の形状、外壁等の色彩は周辺の環境に配慮したもの ④敷地面積が 65 ㎡以上であること ⑤宅地建物取引業者が販売目的として建築する建築物ではないもの 等

店舗等加算助成

店舗等加算助成区域内で、従前・従後ともに、相対的に火災の可能性が高い用途の店舗等を含む不燃化建替えを行う方には、上記の不燃化建替え促進支援に加えて、**上限を 100 万円とする加算助成**が受けることができます。

老朽建築物を除却したい方へ

老朽建築物除却支援

○北区では、区の調査によって危険と認められた老朽建築物等、一定の要件を満たす建物を除却する場合、「**除却に要する費用**」を最大で **160 万円助成**します。

○更に、老朽空家除却後の土地を区に売却するものについては、**助成限度額を 500 万円に増額**します

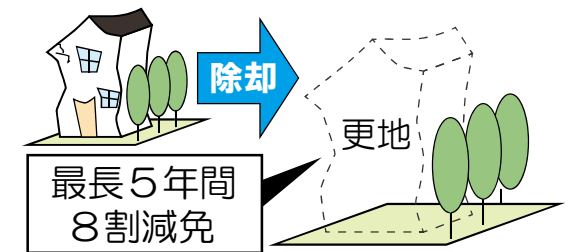
助成対象建築物	下記の①～③のいずれかに該当する建築物 ①密集法において延焼防止上危険な木造建築物として国が定める基準に該当する木造建築物 ②国の調査によって危険であると認められた昭和 56 年以前に建てられた建築物 ③区の調査によって倒壊の危険があると認められた建築物
---------	--

※助成対象者は不燃化建替え促進支援と同等です。

固定資産税・都市計画税の減免

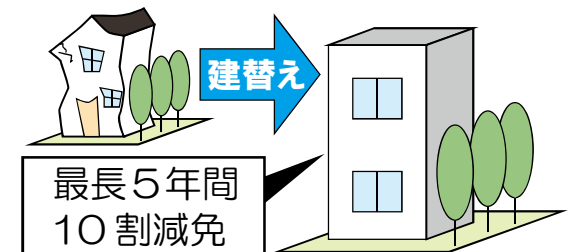
防災上危険な老朽住宅を除却し更地とした場合

老朽住宅を取壊した後の更地が、減免の要件を満たす場合、土地にかかる**固定資産税・都市計画税が最長 5 年度分、住宅の敷地並みの税額に軽減**されます。



不燃化のための建替えを行った住宅の場合

不燃化のための建替えを行った住宅については、一定の要件を満たす場合、**新たに課税される年度から最長 5 年度分、固定資産税・都市計画税が減免**されます。



減免については、
北都税事務所固定資産税係（03-3908-1171（代表））へご相談ください。

建替えなどでお悩みの方へ

専門家派遣支援

区が定める「老朽建築物」、または、「その建築物が存する土地」の所有権等を有する個人を対象に、権利の移転や建替え等に関する相談として、**専門家を無料で派遣**いたします。



都区共同相談窓口

不燃化特区区域内の関係権利者の皆様を対象に、不燃化特区に関する相談を受け付けております。ぜひ、相談窓口をご利用ください。

営業日：毎週火曜日、第 2 第 4 木曜日と日曜日
営業時間：午前 10 時～午後 6 時
お問い合わせ先：電話：0120-900-244
（フリーダイヤル）



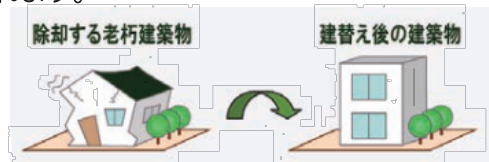
不燃化特区支援策のご活用を

皆様がお住まいの駅西ブロックは、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる不燃化特区の指定を受け、重点的・集中的な取り組みを進めており、2020 年度まで、以下のような支援策が活用できます。

ご関心のある方は、現在の建物を取り壊す前に、北区十条まちづくり担当課 (03-3908-9162) にご相談ください。

◆不燃化建替え促進支援

老朽建築物を、一定の要件を満たす耐火建築物又は準耐火建築物に建替える場合、除却費（最大 160 万円）と建築設計費等（耐火建築物は最大 90 万円）を助成します。また、従前・従後ともに、店舗等を含む不燃化建替えでは、店舗等加算助成（上限 100 万円）が受けられます。



◆老朽建築物除却支援

区の調査によって危険と認められた老朽建築物等、一定の要件を満たす建物を除却する場合、除却費用と整地費用として、最大 160 万円を助成しています。更に、除却後の土地を北区に売却する場合、助成限度額を 500 万円に増額されます。



◆固定資産税・都市計画税の減免（東京都による支援策）

★ 防災上危険な老朽住宅を除却し更地とした場合

老朽住宅を取壊した後の更地が、減免の要件を満たす場合、土地にかかる固定資産税・都市計画税が最長 5 年度分、住宅の敷地並みの税額に軽減されます（8 割減免）。



★ 不燃化のために建替えを行った住宅の場合

不燃化のための建替えを行った住宅で、一定の要件を満たす場合、新たに課税される年度から最長 5 年度分、固定資産税・都市計画税が軽減されます（10 割減免）。



減免については、北都税事務所固定資産税係（03-3908-1171（代表））へご相談ください。

◇ 十条駅の駅舎デザインアイデアを募集しています！

- 応募期間：2019 年 5 月 24 日（金）【必着】
- 応募資格：どなたでも応募できます。
- 応募内容：あたらしくなる十条駅の駅舎デザインアイデアについて
- 応募方法：応募用紙に記入の上、直接持込、回収 BOX、郵送、FAX のいずれかの方法でご応募ください。なお、応募用紙は下の「回収ボックス設置箇所※」及び「北区 HP」で取得できます。



現在の十条駅



※北区役所第一庁舎 1 階正面玄関受付 / 中央図書館（赤レンガ図書館）
十条地域振興室 / 上十条区民センター / 十条台区民センター
十条駅西口再開発相談事務所 / 都市づくり公社第二防災まちづくり事務所

十条駅西口駅前広場の計画案について

十条駅西口の再開発と合わせて、地下自転車駐車場を含む駅前広場の計画があります。

駅前広場は、安全で円滑な交通を確保し、交通機関相互の利便性向上とともに、まちの顔として、都市の広場機能と地域活性に重要な意味を占めています。これまでの駅前広場は、盆踊り会場に活用され、地域と密接なつながりをもつ地域活性に大切な場所でした。

そうした観点から、地域住民の方々の意見を反映すべく、昨年度から引き続き、平成 30 年度の駅西ブロック部会でも、十条駅西口駅前広場の計画案について、関係機関等との協議と並行して、参加者からのご意見をうかがいました。

いただいたご意見等につきましては、区のホームページで公開しています。

★★★ 平成 30 年度 駅西ブロック部会の主な活動報告 ★★★

■ 第 37 回ブロック部会

（平成 30 年 10 月 24 日（水）
午後 8 時～9 時 30 分）

議 題

◇新たな駅前広場について

報告事項

◇地震に関する地域危険度測定調査（第 8 回）
について

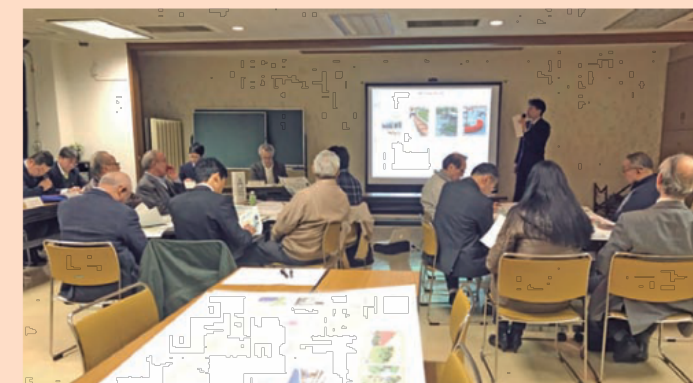


■ 第 38 回ブロック部会

（平成 31 年 3 月 4 日（月）
午後 8 時～9 時 30 分）

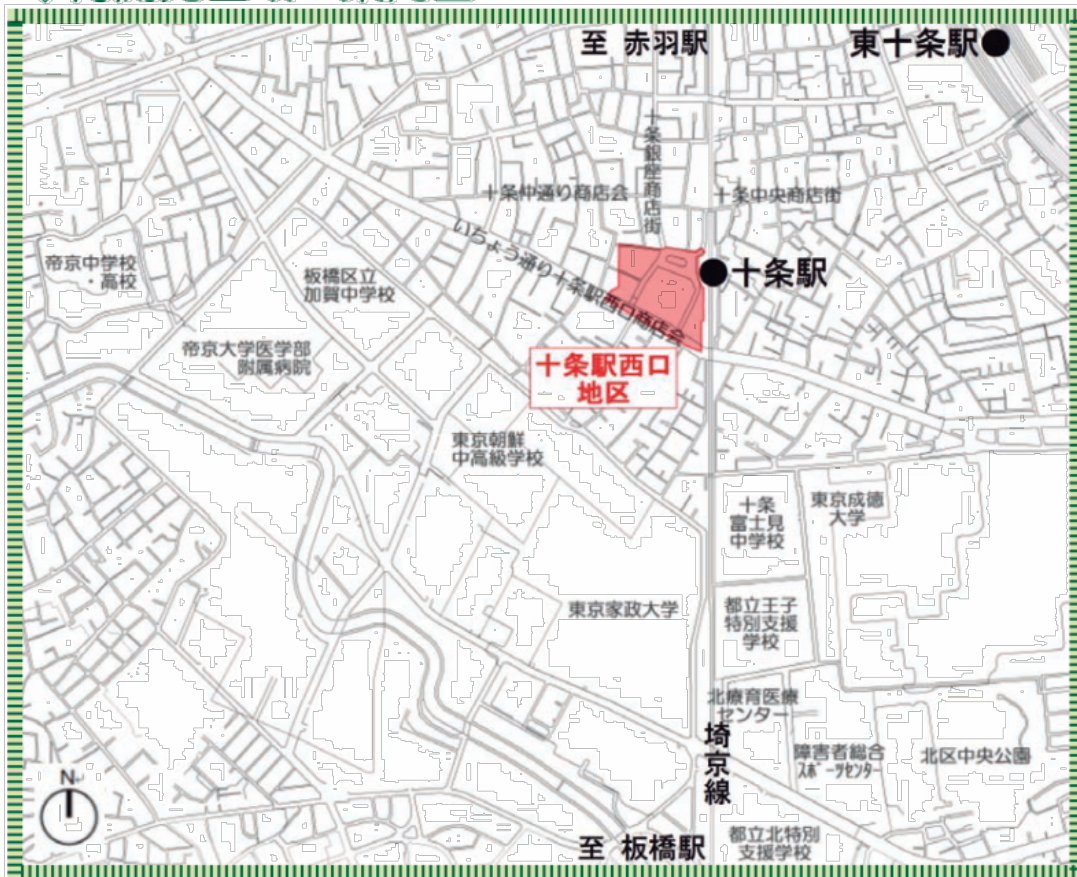
議 題

◇十条駅前広場計画（案）について



十条駅西口駅前広場計画（案）について

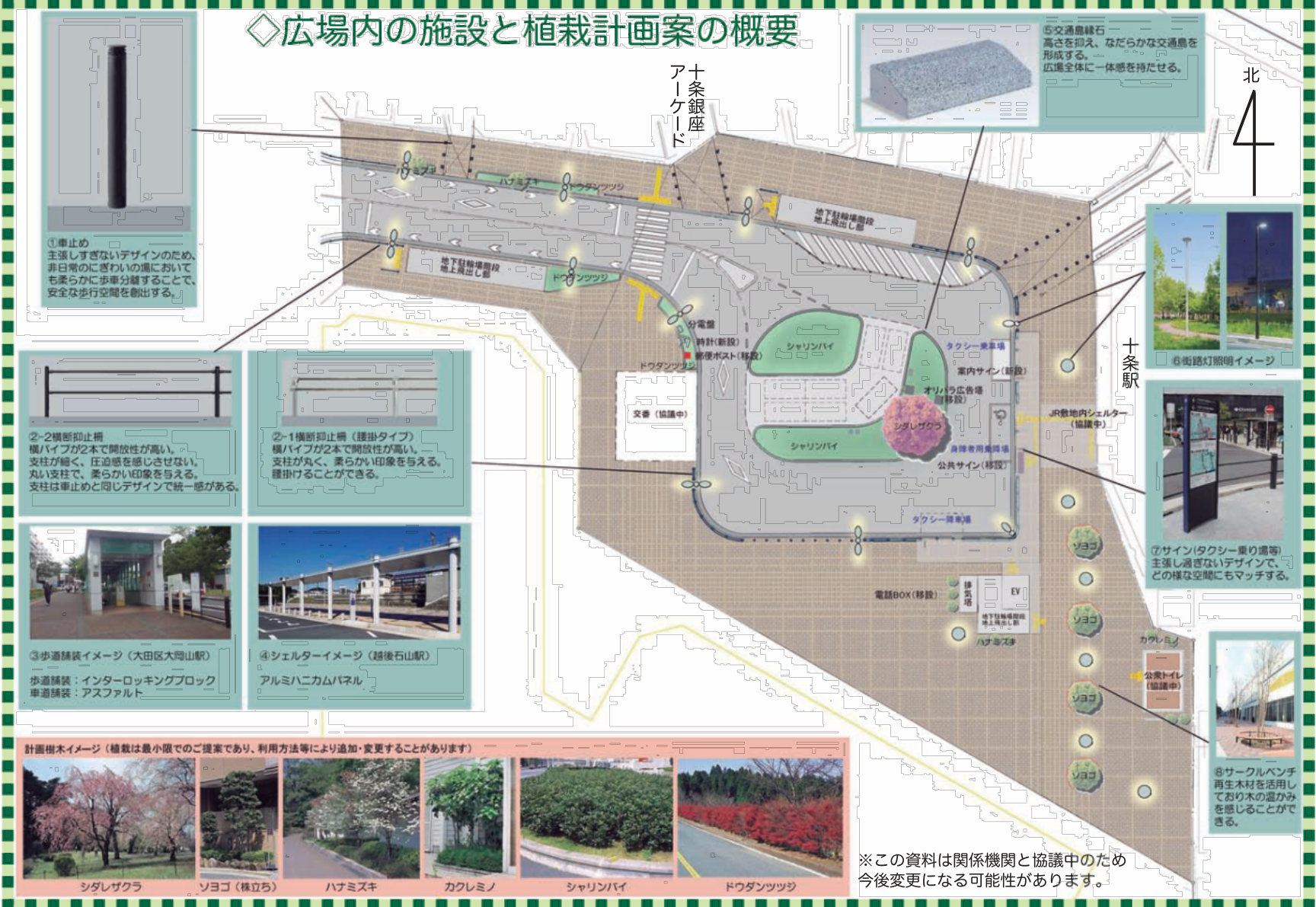
◇再開発区域の案内図



◇新しい駅前広場の位置図



◇広場内の施設と植栽計画案の概要



◇地下自転車駐車場計画案の概要

